１．件名：重大事故等対策に用いる特定重大事故等施設について
２．日時：令和５年５月３１日　１０時００分～１１時１０分
３．場所：原子力規制庁　９階会議室
４．出席者
原子力規制庁
原子力規制部　審査グループ実用炉審査部門
澤田管理官補佐　岡本上席安全審査官　義崎上席安全審査官（資料１のみ出席）
九州電力株式会社
原子力発電本部　原子力機械グループ長　他３名
関西電力株式会社
原子力事業本部　安全・防災グループマネジャー　他２名
四国電力株式会社
原子力本部　運営グループリーダー　他２名

５．要旨
〇九州電力株式会社、関西電力株式会社、及び四国電力株式会社（以下「事業者」という。）は、重大事故対策に用いる特定重大事故等施設の活用方法についての観点から、原子炉設置変更許可を希望する旨について説明があった。
〇原子力規制庁は事業者の説明内容に対して、以下のとおり指摘した。
・特定重大事故等対処施設を重大事故等対策に活用することについては、既に原子力規制委員会の方針として認められており、必ずしも既存の原子炉設置変更許可を変更することなく、事業者の判断で実施可能と認識しているが、改めて設置変更許可申請の内容を変更したいとする理由、目的を説明すること。
・特定重大事故等対処施設の活用や重大事故等対処設備の改造を有効性評価に反映することで、既に整備されている重大事故等対策にどのような影響が生じるのかを説明すること。
・本件の実施にあたり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈や有効性評価に係る審査ガイドの内容について明確化したい事項があるのであれば、それらの内容及び事業者の見解を整理した上で改めて説明を行うこと。
〇事業者から、本日の面談における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

６．提出資料：
１．重大事故等対策に用いる特重施設の使用方法の考え方について
２．全交流動力電源喪失時における２次系強制冷却について

以上